

改正	2006年7月29日	2007年6月30日
	2009年3月28日	2009年11月19日
	2011年2月17日	2012年2月16日
	2015年3月20日	2023年3月9日

第1条 この規程は、同志社大学における組換えDNA実験に係る安全の確保を目的とする。

第2条 同志社大学における組換えDNA実験に係る安全の確保に関しては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本的事項（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規程に基づき認定宿主ベクター系等を定める件（平成16年文部科学省告示第7号）、その他の法令等（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 同志社大学における組換えDNA実験は、法令等及び別に定める同志社大学組換えDNA実験安全管理規程細則（以下「細則」という。）を遵守して行わなければならない。

第4条 同志社大学における組換えDNA実験に係る安全の確保に関しては、学長が総括管理する。

第5条 第1条の目的を達するため、同志社大学組換えDNA実験安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第6条 委員会は、同志社大学における組換えDNA実験に係る安全の確保に関し、次の事項について調査審議し、その結果を学長に助言又は答申する。

- (1) 細則に関する事。
- (2) 組換えDNA実験実施の許可に関する事。
- (3) 組換えDNA実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事。
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事。
- (5) その他必要な事項

2 委員会は、必要に応じて、実験責任者に対して組換えDNA実験に係る安全確保に関し報告を求めることができる。

3 委員会は組換えDNA実験が法令等又は細則に違反して行われていると認めるときは、学長に対してその実験の制限又は中止その他必要な措置について具申する。

第7条 委員会は、学長の委嘱する次の委員によって構成する。

- (1) 環境保全・実験実習支援センター副所長から1名
- (2) 組換えDNA実験を実施する機構長、学部長及び研究科長から1名
- (3) 組換えDNA実験安全主任者
- (4) 自然科学の研究者若干名
- (5) 人文・社会科学の研究者若干名
- (6) 保健センター所長
- (7) その他学長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から学長が委嘱する。

3 委員の任期は、職務上の委員を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

第9条 委員会の事務は、環境保全・実験実習支援センター事務室が取り扱う。

第10条 この規程の改廃は、委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。